



ますだ暮らしキャラクター
(ぐりお・わさまる・ゆずりん)

他の市町村へ引越しされる方へ

手続きチェックリスト 転出

転出届

※転出届の手続きは、マイナポータルからオンラインでもできます。

転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です。
(転出するまでに届出ができなかった場合は、転出後 14 日以内)

《届出に必要なもの》

国外に転出される方で、お持ちの方は「マイナンバーカード」

《手続きできる方》

・ **本人** または **同一世帯の方** ※左記以外の方が手続きする場合は、**委任状** が必要です。

住み始めてから **14 日以内** に
「転出証明書（または、マイナンバーカード）」をお持ちのうえ、引越し先の自治体窓口で転入届の届出をしてください。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1 点で
本人確認
できるもの



運転免許証

マイナンバーカード

そのほか
・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証 等

2 点
必要なもの

・資格確認書 ・介護保険証 など

関連する手続きは
以下をご覧ください。

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。

美都・匹見各分庁舎でもお手続きができます。手続きによっては、市役所担当課で手続きをしていただく場合があります。**来庁前にご相談ください。**

【連絡先】美都地域総務課 0856-52-2311、匹見地域総務課 0856-56-0300

世帯全員の方について伺います。 下記に当てはまる方はいますか？ご確認ください。	手続き	必要なもの／注意事項	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍 マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカードの継続利用 (住所変更)	・マイナンバーカード ※暗証番号が必要です。			
申請したマイナンバーカードを 受け取っていない方	再申請が必要です	引越し先の自治体窓口にご相談ください。		引越し先自治体窓口	
印鑑登録をしている方	印鑑登録証（マックスカード含む）の返還	・印鑑登録証 (マックスカード含む)		1 階 市民課	

※各種受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です。

世帯全員の方について伺います。 下記に当てはまる方はいますか？ご確認ください。	手続き	必要なもの／注意事項	該当	受付窓口	受付済
国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・国民健康保険税の納付相談	受付窓口でご相談ください。			
→資格確認書や各種受給者証等を交付されている方	資格確認書等の返却	・資格確認書 ・限度額適用（・標準負担額減額）認定証 ・特定疾病療養受療証 等		1 階 保険課 国民健康保険	
→修学のために転出する方	転出後も引き続き益田市の国民健康保険に加入する手続き	・在学証明書 等			
→住所地特例施設（病院・施設）に転出する方		・在所証明書 等			
→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	特定同一世帯所属者異動連絡票・旧被扶養者異動連絡票の受取 ※引越し先の自治体窓口へ提出してください。				
→産前産後期間の保険税の軽減を受けている方	産前産後免除対象者異動連絡票の受取 ※引越し先の自治体窓口へ提出してください。				
75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	・後期高齢者医療資格確認書および 各種認定証の返却 ・納付相談				
→島根県外へ転出する方	負担区分等証明書の申請（郵送の場合有） ※引越し先の自治体窓口へ提出してください。	・後期高齢者医療資格確認書 ・各種認定証		1 階 保険課 後期高齢者医療	
→島根県外の住所地特例に該当する施設に転出する方	新しい後期高齢者医療資格確認書および各種認定証の送付先確認（後日郵送）				

	世帯全員の方について伺います。 下記に当てはまる方はいますか？ご確認ください。	手続き	必要なもの／注意事項	該当	受付窓口	受付済
保険年金	国民年金に加入している方が海外へ出国するとき	・国民年金資格の喪失 ・国民年金の任意加入	・年金手帳		1 階 保険課 国民年金	
高 齢	65 歳以上の方	保険証の返却	・介護保険証		1 階 高齢者福祉課 介護保険	
		介護保険料の納付相談	受付窓口でご相談ください。			
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	※引越し先で引き続き益田市の介護保険証を使う手続き				
	要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 ※引越し先へ提出してください。	引越し先で必ず手続きしてください。			
障がい	障がい者手帳、自立支援医療受給者証をお持ちの方 特別障害者手当、障害児福祉手当、 経過的福祉手当を受給している方	住所変更	引越し先で必ず手続きしてください。 ※引越し先によって異なりますが、自立支援医療は申請日以降に利用できます。		引越し先自治体窓口	
	福祉医療費医療証（障がい者・ひとり親）をお持ちの方	変更手続き	・福祉医療費医療証		別館 福祉事務所 1 階 障がい者福祉課	
	特別児童扶養手当を受給している方で 島根県外へ転出される方	資格喪失手続き	※県外、県内転出ともに、引越し先での手続きも必要です。			
	タクシー券をお持ちの方	返却手続き	・タクシー券			
	障がい福祉サービス、 児童発達支援・放課後等デイサービス等を利用されている方	受給者証返還	・受給者証 ※引越し先での手続きも必要です。			
		障害支援区分認定証明書の発行等				
	障害者手帳をお持ちで、NHK 受信料免除制度を利用している方	新規申請	※引越し先で手続きしてください。 ※引越し先によって必要書類が異なる場合があります。		引越し先自治体窓口	
こども	妊娠中の方	益田市の妊婦健康診査受診票が使えなくなります。	引越し先で必ず手続きしてください。		引越し先自治体窓口	
	0 歳～20 歳未満のお子さんがいる方	予防接種受診券が使えなくなります。				
	0 歳～18 歳以下のお子さんがいる方	医療費助成資格喪失の手続き	・乳幼児等医療費受給資格証 または ・児童医療費受給資格証		1 階 保険課 乳幼児・児童医療	
	県外への転出で 0～18 歳までのお子さんがいる方	しまね子育て応援パスポート返還 手続き	しまね子育て応援パスポート “Coccolo（こっころ）”		1 階 市民課 子ども福祉課	
	児童手当を受給している方 （0 歳～高校生年代）	児童手当資格消滅手続き ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください。	引越し先での申請遅れに注意してください。手続きが遅れた月分が支給されない場合があります。			
	→対象児童のみ転出する場合	別居監護の申立	・転出する児童のマイナンバーカード		EAGA1 階 子ども福祉課 児童福祉	
	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更	引越し先での申請遅れに注意してください。		EAGA1 階 子ども福祉課 保育	
	保育園・幼稚園等に入園しているお子さんがいる方	退園手続き			EAGA1 階 子ども福祉課 児童福祉	
	小学生のお子さんがいて、 児童クラブを利用されていた方	放課後児童クラブの退会手続き	事前に各クラブに提出してください。 ※利用負担金等の支払いがある場合があります。		EAGA1 階 子ども福祉課 児童福祉	

世帯全員の方について伺います。 下記に当てはまる方はいますか？ご確認ください。		手続き	必要なもの／注意事項	該当	受付窓口	受付済
こども	小・中学生のお子さんがいて、 引き続き益田市立の学校への就学を希望する方	区域外就学手続き	受付窓口でご相談ください。		EAGA1 階 学校教育課	
	軽自動車（四輪・三輪）を所有している方	※お近くの販売店または軽自動車検査協会でご相談ください。			軽自動車検査協会 島根事務所 050-3816-3083	
税金	自動二輪（126 cc以上）を所有している方	※お近くの販売店または中国運輸局島根運輸支局でご相談ください。			中国運輸局 島根運輸支局 050-5540-2071	
	原付バイク・小型特殊・特定原付・ミニカー を所有している方	廃車申告（軽自動車税）	・ナンバープレート ・車体番号のわかるもの （自賠償保険証等）		1 階 税務課 1 階 収納対策室	
	固定資産の納税義務者の方	納税管理人のご相談	受付窓口でご相談ください。			
	海外に転出されるなどで、固定資産税や市県民税の 納付や納税通知書の管理が困難になる方	納税管理人のご相談				
	市・県民税、軽自動車税、固定資産税の 今後の納付方法のご相談	納付相談				
	上下水道の使用をやめる方	閉栓届	お電話で手続きできます。		分館 2 階 上下水道部業務課	
その他	市営住宅から退去または返還する方	市営住宅の退去手続き	受付窓口やお電話でご相談く ださい。		島根県住宅供給公社 益田管理事務所 0856-31-1530	
	犬と一緒に転出する方		引越し先で手続きしてくださ い。		引越し先自治体窓口	
	世帯全員で転出する方	緊急防災放送装置（告知端末機）の 撤去が必要な場合があります。	受付窓口やお電話でご相談く ださい。		分館 2 階 情報システム課	
	史跡等の指定文化財の所有者の方	住所変更の届出が必要となる場合 があります。	受付窓口でご相談ください。		市民学習センター 2 階 文化振興課	
	ごみの出し方のご案内	ごみ・分別ガイドブック	集積所等へ出すときは、「ごみ の分別大図鑑」「ごみ収集カレ ンダー」をご確認ください。		【直接搬入先】 益田地区広域ク リーンセンター 0856-31-4153 益田市リサイクル プラザ 0856-26-0558	

〇〇課

の記載がある手続きの詳細は、枠内の担当課へお問い合わせください。

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14 日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままで有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。 住所・戸籍窓口で早急に取消の手続きをしてください。

担当課連絡先					
・ 市民課	0856-31-0224	・ 高齢者福祉課 介護保険	0856-31-0682	・ 税務課	0856-31-0609
・ 保険課 国民健康保険	0856-31-0212	・ 障がい者福祉課	0856-31-0251	・ 収納対策室	0856-31-1611
後期高齢者医療	0856-31-0215	・ 子ども福祉課 児童福祉	0856-31-0243	・ 上下水道部業務課	0856-31-0422
国民年金	0856-31-0216	保育	0856-31-1380	・ 情報システム課	0856-31-1049
乳幼児・児童医療	0856-31-0215	・ 学校教育課	0856-31-0451	・ 文化振興課	0856-31-0623